

処分の種類	業務停止処分(7日間) 業務停止期間:平成30年5月2日～平成30年5月8日
処分年月日	平成30年4月20日
商号又は名称 (法人の場合は法人番号)	株式会社ファミリーホーム (法人番号 1120101052506)
代表者	坂口 勝肅
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(1)第58188号 平成27年3月12日
主たる事務所の所在地	藤井寺市
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者は、高槻市所在の土地及び建物の売買契約における媒介業務について、次のとおり法に違反する事実があった。</p> <p>1 法第35条第1項の規定による重要事項説明において、宅地建物取引士以外の者に説明をさせた。 このことは、法第35条第1項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p> <p>2 法第37条第1項に規定する書面(不動産売買契約書)において、宅地建物取引士をして記名押印させなかった。 このことは、法第37条第3項の規定に違反し、法第65条第1項に該当する。</p>	